

証券決済システム改革法案

「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案」

【法律案の概要】

○ 統一的な証券決済法制の対象をCPから社債、国債等へ拡大

- ・社債、国債等のペーパーレス化
- ・社債等登録法等から、統一的な証券決済法制へ移行



決済期間の短縮化、決済リスクの低減、コスト削減

○ 多層構造の振替決済制度の創設

一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することが可能に



発展性のある証券決済システム

○ 清算機関に関する制度の整備

安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能に



決済事務の標準化、決済事務量の削減

○ その他

- ・一般投資者保護のための仕組み
- ・国債に関する所要の措置(ストリップス債の導入、譲渡性に制限を付した国債の導入等)

先の通常国会において、CP(コマーシャル・ペーパー)に関する振替制度を創設

- CPのペーパーレス化
- 振替の記録を権利移転の効力要件に
- 単層構造の振替制度
 - ・投資家が直接、振替機関に口座を開設する単層構造



証券決済システム改革の意義

証券決済システム改革の背景及び目指す方向

証券取引のグローバル化の下で、証券市場の国際競争力を左右する基盤である証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが喫緊の課題。

(1) 統一的な証券決済法制の整備

(2) 決済期間の短縮

(決済を取引日の3日後(T+3)から翌日(T+1)へ)

(3) 有価証券のペーパーレス化

(4) DVPの実現

(5) STP化の推進

ODVP (Delivery Versus Payment)

証券決済において、証券決済と資金決済とが相互に条件付けられて行われる仕組み。

OSTP (Straight Through Processing)

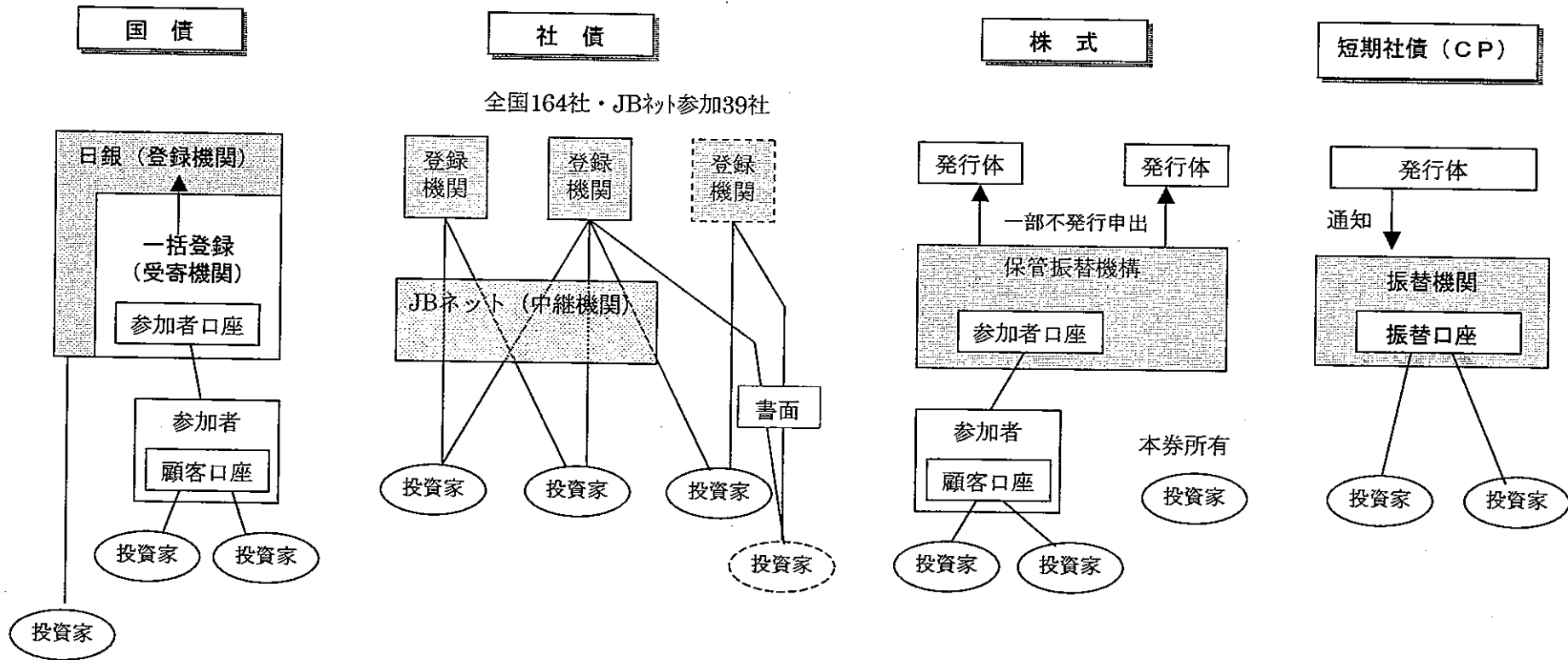
証券取引の約定から決済に至る一連の作業が、標準化されたメッセージフォーマット(取引データをやり取りする際の形式)を用いて電子的に行われ、一度、入力されたデータが、人手による加工を経ることなく処理されること。

国際比較

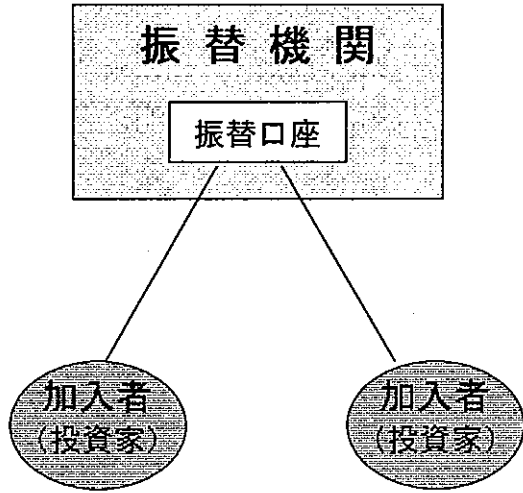
	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
証券決済機関の組織形態	株式会社 (財団法人)	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
取扱有価証券	株式、投信、 短期社債	株式、社債、 CP、投信ほか	株式、社債、国債、 CPほか	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 CP、CD、投信等
決済期間	T+3 (参考)現行CPは T+2	T+0 (CP) T+1 (国債) T+3 (その他) ※(2005年6月に T+1を目標)	T+0 (CP) T+1 (国債) T+3 (その他)	T+3	T+0 (CP) T+2 (その他)

	韓国	台湾	香港	シンガポール
証券決済機関の組織形態	公的機関	株式会社	非営利有限会社	証券取引所の 子会社
取扱有価証券	株式、社債、国債 CP、CD、投信等	株式、社債、国債、 投信等	株式、債券等	株式、社債、投信等
決済期間	T+2	T+2	T+2	T+3

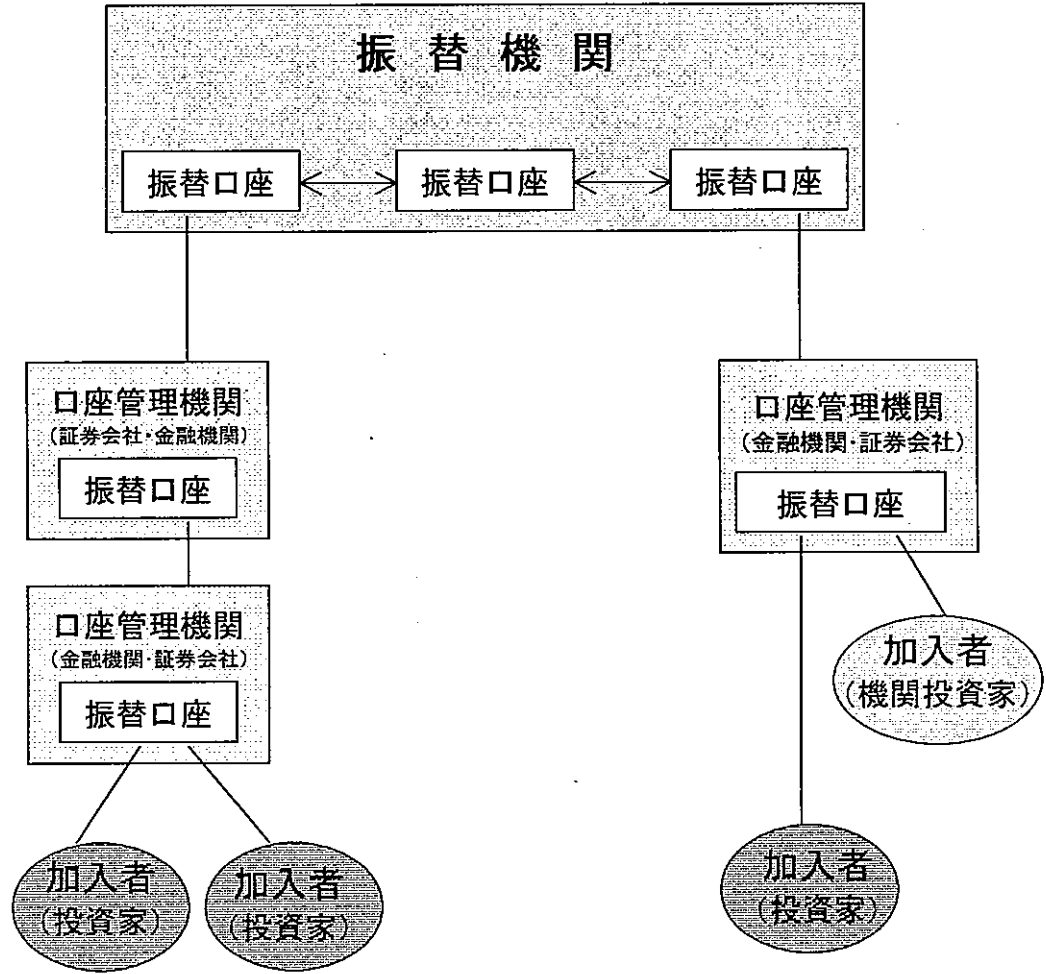
現行の我が国の証券決済システム



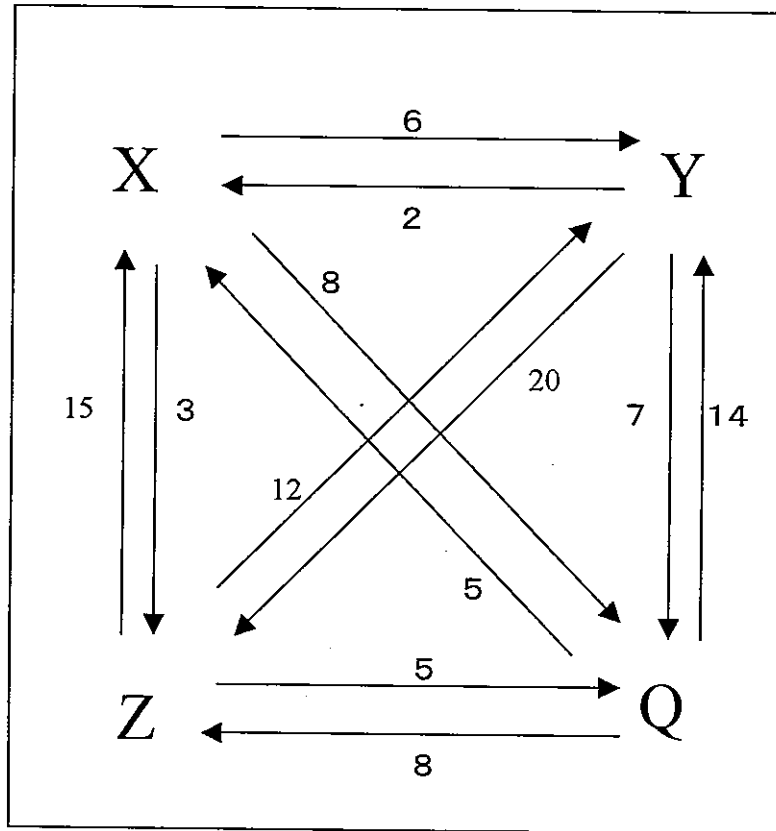
単層構造



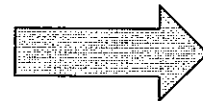
多層構造



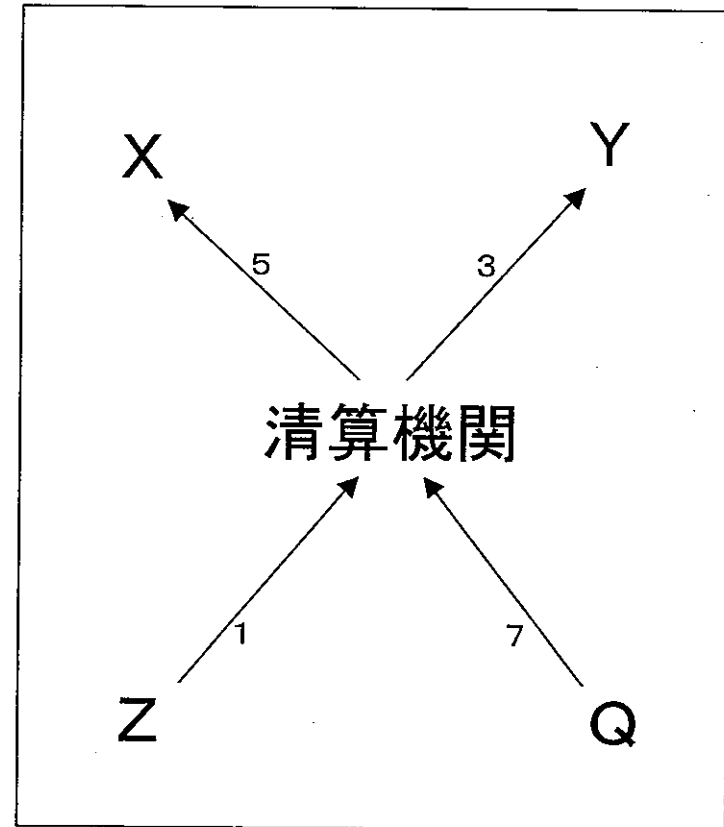
清算機関等を用いた清算の効果



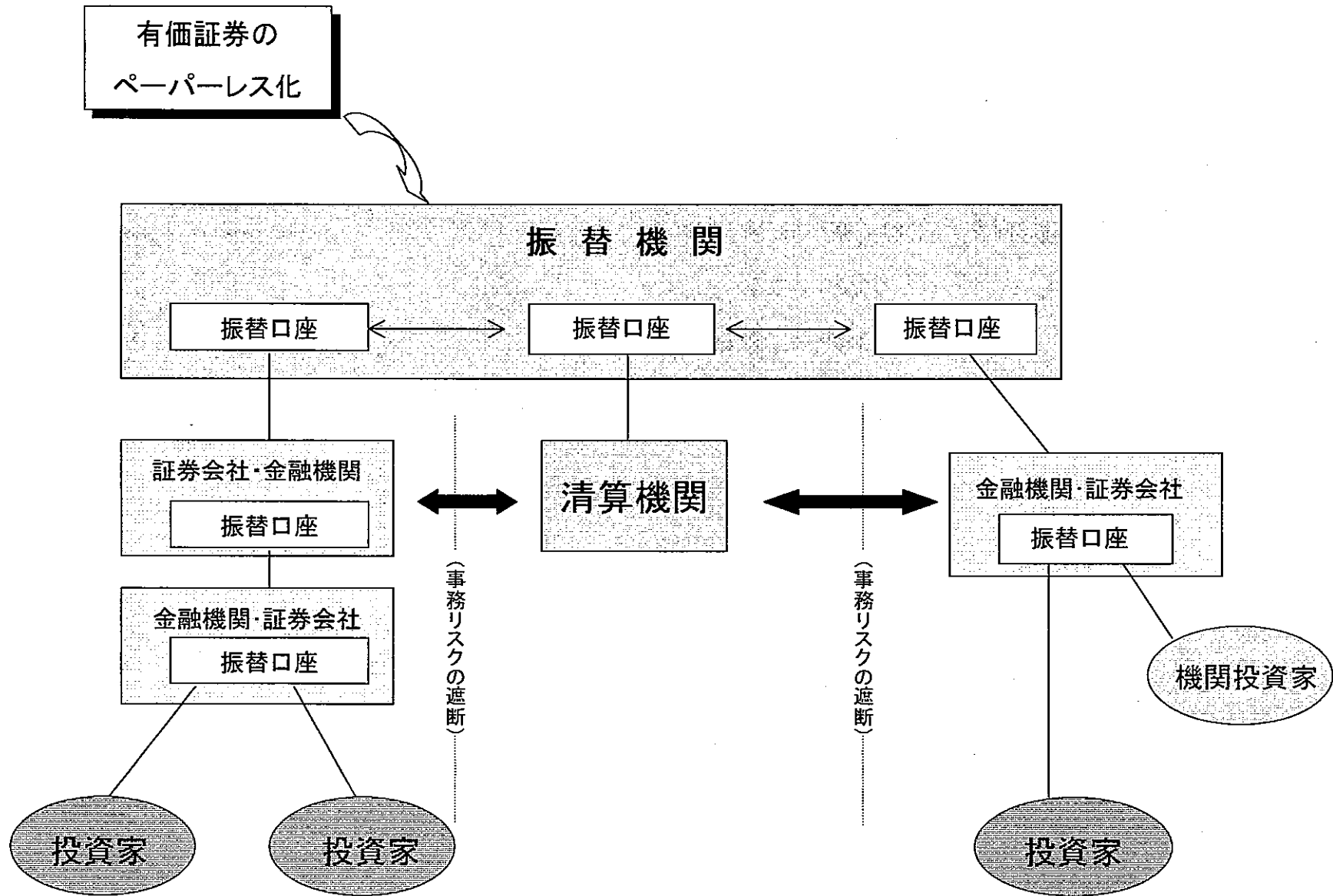
有価証券債務
引受業としての
債務引受



(相殺)

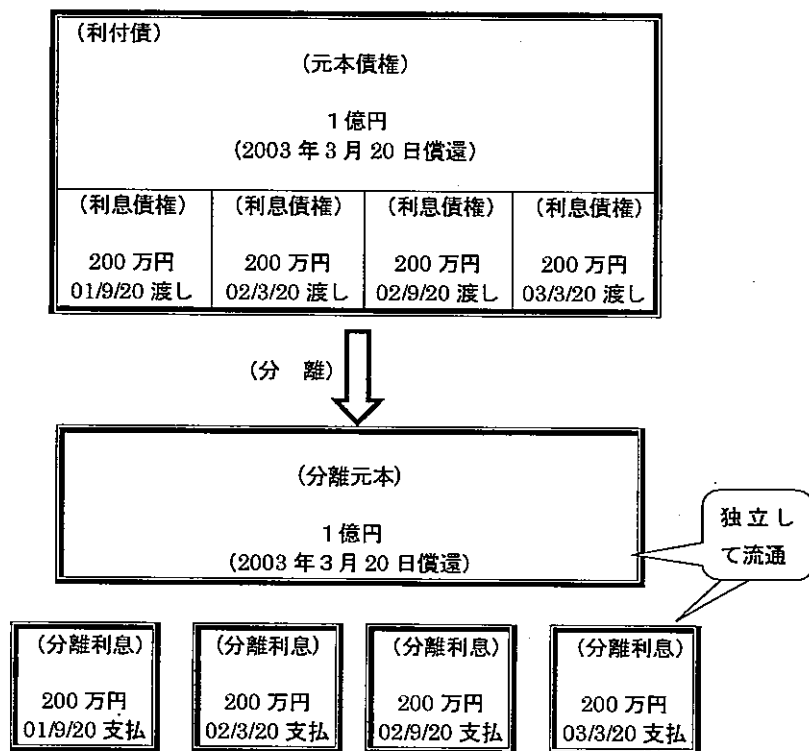


目指すべき証券決済システム



ストリップス債について

- ストリップス債 (Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities) とは、元本と利札を分離し、独立して流通させることが可能な利付国債。
- また、元本と利息と統合して利付国債に復元することも可能。



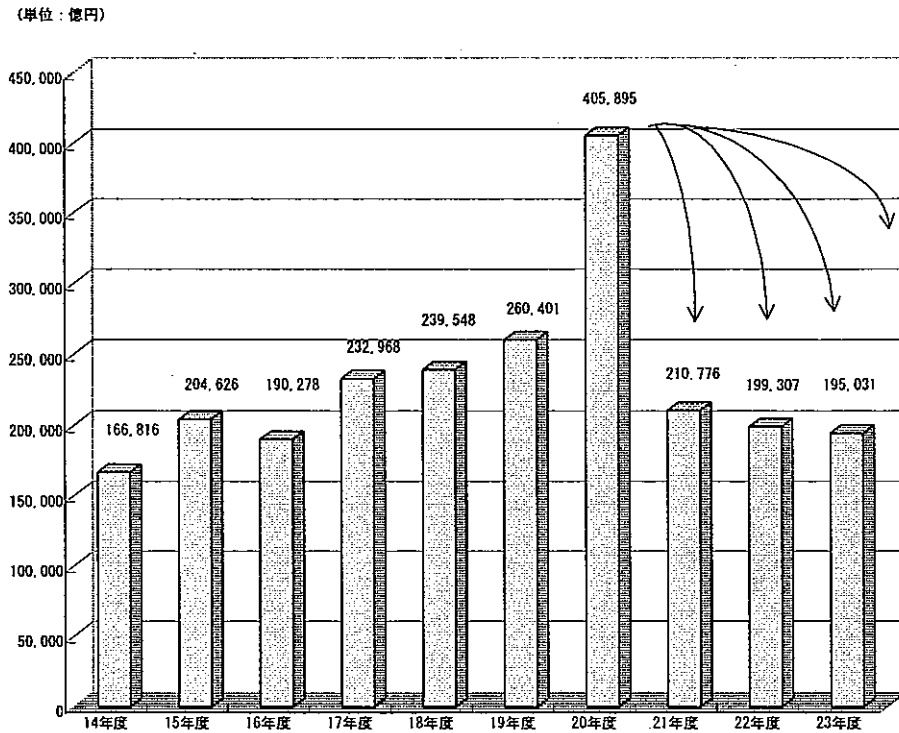
個人向け国債の商品設計のイメージ

- (1) 長期安定的な国債保有層として期待できる個人の国債保有を促進する観点から、個人のみが保有できることとする。その一方で、個人の換金ニーズに応えるため、政府が中途換金に応ずる。
- (2) 金利変動リスクを個人に負わせないように、半年毎に金利が変動する変動金利制とする。
- (3) 満期は10年。
- (4) 個人が気軽に購入できるよう、購入最低単位を1万円とすることも検討。
- (5) 現在の国債と同じく、民間金融機関、郵便局の窓口を通じて販売。

国債の買入消却について

- 買入消却とは、既発の国債を国が市場等から買い入れて消却すること。買入消却の実施により、金利情勢等に応じた国債残高全体の満期構成の管理や国債の償還年次の平準化等を図ることが可能となる。
- 例えば、既発国債の償還年限構成を見ると、10年利付国債を中心に、平成20年度に償還が集中している。そのため、国としては、平成14年度以降、平成20年度に償還予定の国債を計画的に買入消却し、償還年次の平準化を図ることとしている。

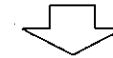
10年利付国債の年度別償還額の推移



(注) 財投債は含んでいない。

金利スワップ取引の活用例

金利変動リスクを抑制する観点から長期固定金利で資金調達することが望ましいが、長期国債を増発すると長期金利上昇の懸念があるような場合



短期国債を発行しつつ、変動金利と固定金利を交換する金利スワップ取引を行うことにより、当局にとっては、実質的に長期固定金利で資金調達したのと同等の効果を得ることができる

